

公共下水道事業受益者分担金制度

じゅえきしゃぶんたんきん

1 受益者分担金について

公共下水道が整備されると、生活環境がよくなり、快適で便利な暮らしになります。

また、公共下水道は、誰でも利用できる道路や公園などの一般的な公共施設と異なり、利用できるのは施設が整備された区域内の人に限られます。

そこで、公共下水道が整備されることによって、衛生的な環境になるなどの利益を受ける方々に、事業費の一部を負担していただくのが、「公共下水道事業受益者分担金制度」です。

相模原市では公共下水道事業受益者分担金（以下「分担金」といいます。）を公共下水道整備費用の貴重な財源として事業費の一部に充てて、整備を進めております。

2 分担金をご負担いただく土地

分担金は、現に汚水が発生する住宅や商店、事務所、事業所等が建っている土地で、公共下水道整備により汚水を流せる状態になった土地（下水道本管工事に合わせて敷地内に公共汚水ますを設置した土地）を対象にご負担いただきます。

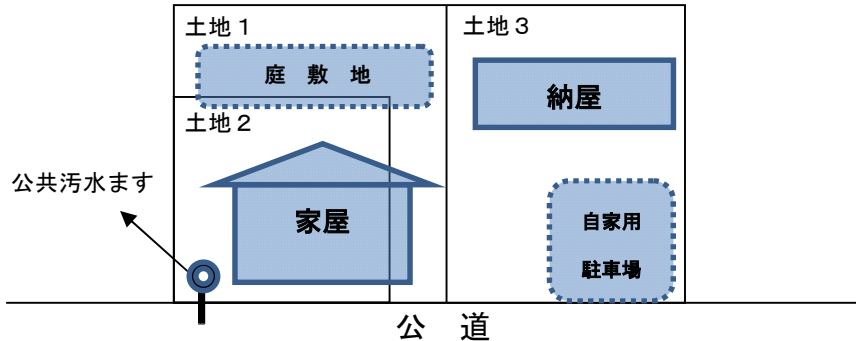
ご負担いただく時期は、公共下水道の整備が完了した翌年度です。

ご負担いただくのは、一度限りで、同じ土地に重複してご負担いただくことはありません。

○原則として一筆単位でご負担いただきます。

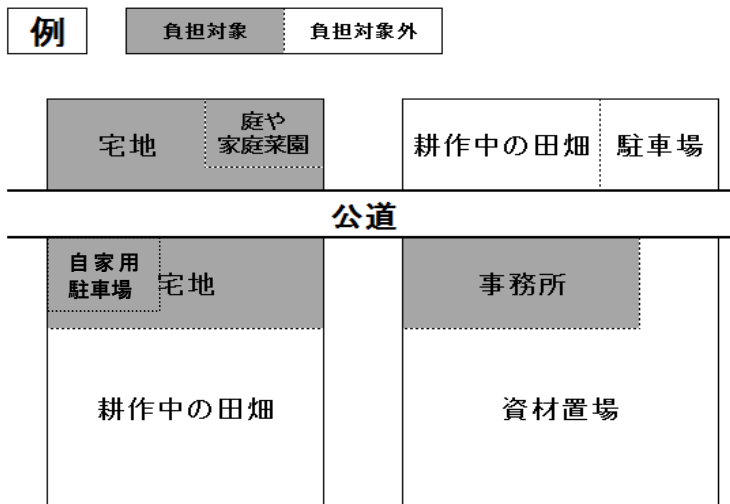
○複数の筆を一体的に利用している土地については、そのすべての筆が対象となります。

例 住宅用敷地として一体的に利用している場合



上記の場合、土地1、土地2、土地3のすべてが分担金をご負担いただく対象土地となります。

○一筆の土地に宅地と、宅地とは生垣等で明確に区分された用途が異なる次のような部分がある場合は、宅地部分のみが負担の対象となる場合があります。この場合は現地を確認させていただく必要がありますので、恐れ入りますが下水道料金課にお問い合わせください。



※宅地と一体利用している庭や家庭菜園・自家用駐車場等の部分は負担の対象となります。

○今回、公共汚水ますを設置せず、分担金をご負担いただかなかった駐車場や畑、住宅の建て替えを予定している土地などは、建物を建てるなどの際に別途公共汚水ますの設置申請をしていただき、設置した翌年度に受益者分担金をご負担いただきます。

3 分担金をご負担いただく人(受益者)について

分担金は、公共下水道が整備されて汚水を流せる状態になった土地の所有者又は権利者（地上権者、質権者、使用借主、賃借人）に納めていただきます。

※ 権利者がいる土地をお持ちの方は、お互いに相談のうえ、どなたがご負担するかをお決めください。

4 分担金の額について

分担金の額は、公共下水道が整備されて、汚水を流せる状態になった土地の面積に単位分担金額を乗じて得た金額となります。

単位分担金額 = 1平方メートルあたり490円

※ 旧津久井4町での単位分担金額は、公共下水道を整備した時期によって異なる場合があります。

分担金の計算例

165.28㎡(50坪)の土地の場合

$490\text{円}/\text{m}^2 \times 165.28\text{m}^2 = 80,987\text{円}$

100円未満は切り捨てますので、

分担金額は80,900円となります。

5 分担金の納付方法について

分担金は、分担金対象の土地に対して一度限りのご負担ですが、そのご負担額の納付は、3年12期（1年4回）に分けて納めていただきます。（分割納付）

お支払例

前ページの計算例で算出した 165.28 m²(50 坪)の土地に対する受益者分担金 80,900 円を分割納付する場合

$$80,900 \text{ 円} \div 12 \text{ 期} = 6,741 \text{ 円} \Rightarrow 6,700 \text{ 円} \times 11 + 7,200 \text{ 円}$$

※ 分割する各納期当たりの金額に 100 円未満の端数がある場合、その端数はすべて最初の納期に合算しますので、納期ごとの金額は以下のようになります。

1 年目		2 年目		3 年目		納付期間
納期	金額(円)	納期	金額(円)	納期	金額(円)	
第 1 期	7,200	第 5 期	6,700	第 9 期	6,700	7 月 1 日～7 月 31 日
第 2 期	6,700	第 6 期	6,700	第 10 期	6,700	9 月 1 日～9 月 30 日
第 3 期	6,700	第 7 期	6,700	第 11 期	6,700	11 月 1 日～11 月 30 日
第 4 期	6,700	第 8 期	6,700	第 12 期	6,700	翌年 2 月 1 日～2 月末日

※ 希望により一括納付することもできます。年度の最初の納期に一括して納めていただく場合には、前納報奨金が交付されます。（詳しくは次頁をご覧ください）

6 前納報奨金について

分担金を各年度の最初の納期に、1年分、2年分又は3年分まとめて納めていただきますと、次の表の区分に応じて前納報奨金が交付されます。

実際にお支払いいただく金額は、分担金額から前納報奨金額を差し引いた額になります。

前納報奨金の交付率

納付区分	1年分一括	2年分一括	3年分一括
報奨金交付率 (前納額に対する割合)	前納した 3期分の 合計額の 4%	前納した 7期分の 合計額の 8%	前納した 11期分の 合計額の 15%

3年分一括でお支払いいただく場合のお支払例

3ページの計算例で算出した165.28㎡(50坪)の土地に対する分担金80,900円を、3年分一括(第1期分の納付時に第2期～第12期分も合わせて)納付した場合

- ① 納期前に納付(第2期～第12期分)される金額を算出します。

$$\begin{array}{l} \text{第2期以降の各期別金額} \quad \text{納期前納付の期数} \quad \text{納期前納付分担金額} \\ 6,700 \text{円} \quad \times \quad 11 \text{期} \quad = \quad 73,700 \text{円} \end{array}$$

- ② 報奨金を算出します。

$$\begin{array}{l} \text{納期前納付分担金額} \quad \text{報奨金交付率} \quad \text{前納報奨金額} \\ 73,700 \text{円} \quad \times \quad 15\% \quad = \quad 11,055 \text{円} \rightarrow 11,050 \text{円} \end{array}$$

※ 報奨金額は100円以上、10円単位で交付されます。(10円未満切捨て)

- ③ 実際にお支払いをいただく金額は次のようになります。

$$\begin{array}{l} \text{分担金額} \quad \text{前納報奨金額} \quad \text{実際にお支払いをいただく金額} \\ 80,900 \text{円} \quad - \quad 11,050 \text{円} \quad = \quad \mathbf{69,850 \text{円}} \end{array}$$

※ 同様に2年分一括又は1年分一括の方法で納付する場合の前納報奨金は、それぞれ3,750円、800円となります。

7 受益者の申告について

公共下水道整備の完了した翌年度の4月1日を基準日として、公共下水道整備により汚水を流せる状態になった土地（下水道本管工事に合わせて敷地内に公共汚水ますを設置した土地）の所有者の方へ受益者申告書をお送りします。

受益者申告書に記載されている土地の所在地番、地目、地積等をご確認いただき、受益者や納付方法(分割又は一括)を申告していただきます。

※ 申告書の提出がない場合は、登記簿の土地所有者が受益者となります。

8 支払の猶予^{ゆうよ}について

次に該当する土地については、申請により一定の期間、受益者分担金の支払いを先延ばし（徴収猶予）することができます。

- (1) 1住居当たりの宅地面積が1,000㎡を超えることとなる土地で、1,000㎡を超える部分(3年以内)
- (2) 災害等により分担金を納付することが困難であると認められる受益者の土地(3年以内)
- (3) その他市長がその状況により特に徴収猶予の必要があると認めたもの。

9 減免^{げんめん}について

次に該当する土地等については、申請により一定の率で、分担金を減免することができます。

- (1) 学校、社会福祉施設、神社、寺、教会に係る土地（住居に使用する建物の敷地を除く）
- (2) 墓地、自治会集会所、消防団の消防用施設、指定文化財に係る土地、特別高圧架空電線下で地役権が設定されている土地
- (3) 生活保護法に基づく生活扶助を受けている方が受益者となっている土地
- (4) 私設下水道組合区域の土地や、下水道事業のため下水道施設（既設の管、汚水ます等）を市に提供した方が受益者となっている土地

10 徴収猶予、減免の手続きについて

徴収猶予又は減免の対象となる土地を所有されている方は、受益者申告書と併せて徴収猶予申請書又は減免申請書を提出してください。

11 徴収猶予を受けた土地について

徴収猶予の決定を受けた土地は、年1回その土地の状況について、現況届を提出していただきます。また、徴収猶予の理由がなくなったときは、必ず徴収猶予理由消滅届を提出してください。

(徴収猶予期間が3年以内と決定を受けた土地については、3年経過時に徴収猶予が取り消されます。)

徴収猶予の取消手続きの後、猶予していた分担金を納めていただくこととなります。

12 土地の所有者が変わった場合

基準日である4月1日以降、売買等により土地所有者等に変更があり、新所有者等の承諾を得た場合には、分担金の納付を引き継ぐことができます。

新所有者等を新受益者として、受益者等変更届を提出していただきます。提出された以降に納期が到来する分担金については、新受益者が納めていただくこととなります。

- ※ 徴収猶予を受けた土地の所有者が変わった場合も同様の手続きが必要です。
- ※ 納期を過ぎた分担金は、受益者変更ができません。
- ※ 実際に土地の売買等により登記がされても、受益者等変更届の提出がない場合は、そのまま旧所有者に分担金を納めていただくこととなります。

13 納付場所

横浜銀行	平塚信用金庫
りそな銀行	西武信用金庫
埼玉りそな銀行	城南信用金庫
	多摩信用金庫
きらぼし銀行	山梨信用金庫
山梨中央銀行	相愛信用組合
静岡銀行	中央労働金庫
東日本銀行	相模原市農業協同組合
神奈川銀行	神奈川つくい農業協同組合
静岡中央銀行	ゆうちょ銀行

※ 口座振替について

分担金のお支払いは口座振替を利用することができます。

分割納付をされる方は、お納め忘れのない口座振替を是非ご利用ください。

お申込みは、上記金融機関に納入通知書、預貯金通帳、印鑑をお持ちになって手続きをしてください。

なお、恐れ入りますが、一括納付をされる方は、口座振替をご利用いただけませんのでご了承願います。

14 公共下水道をご利用いただくまでの流れ

... 皆さまにさせていただくこと

... 市の事務

